

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 土地利活用課

法令名	土地収用法	法令番号	昭和26年 法律第219号						
手続名	土地の形質の変更、工作物の新築等に係る承認	根拠条項	第89条第1項						
審査基準	<p>土地の形質の変更、工作物の新築等がもっぱら補償の増加のみを目的とするものではないこと。 (当該行為の程度、権利者が当該行為を必要とする程度、承認した場合に生ずる補償の増加額、当該土地が事業のために必要となる時期、事業完成後の利用方法及び起業者の意向等を総合的に勘案して判断する。)</p>								
	受付 機関	土地利活用課	処理 機関	土地利活用課	交付 機関	土地利活用課	標準処理期間	14日	目次
							標準経由期間	日	No.